

○飯塚市民生委員児童委員協議会補助金交付要綱

平成21年4月15日
飯塚市告示第101号

(趣旨)

第1条 地域福祉の向上にむけて、飯塚市民生委員児童委員協議会が行う事業又は活動に要する経費に対する補助金の交付については、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(対象事業)

第2条 補助金の対象事業は、次のとおりとする。

- (1) 地区民生委員児童委員協議会が行う事業及び活動
- (2) 飯塚市民生委員児童委員協議会が行う研修事業

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 地区民生委員児童委員協議会が行う事業及び活動に対する補助については、民生委員児童委員1人当たり年額5,000円を交付する。
- (2) 飯塚市民生委員児童委員協議会が行う研修事業に対する補助については、研修事業に要する経費の2分の1を限度額とし、予算の範囲内で交付する。

(補則)

第4条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付申請に係る申請書等の様式、補助金の交付に必要な事項については、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。